

JSAF 外洋特別規定運用方法の追記事項-2

通信設備機器選択の追加

「カテゴリー3 モノハル Version-1.5」3.29.1に規定される通信設備は、**携帯電話が通話可能な範囲内のレースに限り**、レース主催者の判断で携帯電話に変更する事も認める。ただし、以下の条件を満たしレース公示に明記することとする。

JSAF外洋特別規定3.29.1にかかわらず、以下の条件にてVHFに代わって携帯電話を認める。

- i. 艇のバッテリーないしはその他の方法で充電出来る事もしくは予備バッテリーを持っていること。
- ii. 専用のポリウレタンなどの水密ケースを備える事
- iii. 可能な限り外部アンテナを持つ事。

この運用追記事項は2010年5月1日付公示の「JSAF 外洋特別規定運用方法の追記事項-1」の適用延長であり、適用期限は2012年3月末までとする。

以上

[補足説明]

*1. 上記適用期限の延長は予定していない。つまり2012年4月改訂予定のJSAF 外洋特別規定においてはISAF Offshore Special Regulation通りの通信設備機器を適用の予定である。

*2. 2009年1月に法改正され、国際VHFの免許取得費用および機器購入費用が大幅に低減されました。プレジャーボート以外も国際VHFの搭載は推し進められていますので、共通周波数の使用により衝突予防の一手段となります。

また、通常の割り当て周波数以外に、JSAFに許可された専用ヨットチャンネル(71ch・74ch)の使用も可能です。この専用チャンネル使用にはJSAF 海岸局への加入が必要です。現在JSAF登録艇は無線海岸局への登録(加入証明書の発行)が当面の間無償キャンペーンを行っています。

ぜひこの機会に国際VHF開局をお奨めいたします。

詳細は通信委員会のページをご覧ください。